



角座広場イベントスペース申込書

角座広場イベントスペース使用申込書

松竹芸能株式会社

角座広場プロジェクトオフィス 御中

お 申 込 日 年 月 日

所 在 地

代 理 店 名

代表者 氏名 印

角座広場イベントスペース使用について、使用規定等を承諾の上、下記のとおり申し込み致します。

記

1. イベント名
2. 使用期間 年 月 日から 年 月 日までの 日間
3. 目 的
4. 内 容
5. 使用料金 金 , , 円（税込）※この欄へは記入しないでください。
6. 運営責任者
7. 主 催 者

※お申し込み上の注意事項

- (1) 使用料金は、使用開始日の前日までに松竹芸能角座プロジェクトオフィスにお支払いください。
(振込に要する費用は貴社にてご負担ください。)
- (2) お申込み後の申込書記載内容の変更については、原則として認められません。また、お申し込み後の取り消しについては、使用料金の全額を違約金として申し受けます。
- (3) 予め展示の内容、意匠などを審査致しますので、企画書、広告図案、などを必ずご提出ください。
- (4) 展示場所の公共性、歩行者の通行、広場併設店舗の営業などに影響などを考慮し、展示物の搬入、取付け、撤去及び搬出並びに使用に関し条件がつく場合がございます。
- (5) 展示に係る製作費、運搬費、警備費、清掃費などの諸経費はすべて申込者の負担となります。
- (6) 使用期間中であっても、事業上の支障、緊急事態、その他やむを得ない事由が生じたときは、使用を中止する場合があります。この場合、使用を中止した期間に応じて使用料金を払い戻しいたします。
- (7) 第三者による盗難、毀損、汚損または不測の事故などによる展示物の損害については、松竹芸能角座プロジェクトオフィスは一切の責任を負いかねます。
- (8) 展示の使用に起因して、松竹芸能角座プロジェクトオフィス又は第三者に損害を与えたときは申込者の責任と負担において損害を賠償していただきます。
- (9) 使用に当たっては、必ず松竹芸能角座プロジェクトオフィスの係員の指示に従ってください。

角座広場イベントスペース展示規定

松竹芸能株式会社

角座広場イベントスペースに展示される場合には、下記に基づきお申し込みください。

記

1. 申し込みに際しては、所定の申込書に使用目的、内容など必要事項を記入の上、必ず詳細な企画書と図面を添えてお申し込みください。
イベント実施日の3週間前までに最後の企画書などを必ずご提出ください。
尚、決定後予約の全部または一部を解除した時は展示使用料金の全額を違約金として申し受けます。
2. 展示を行う場所は角座広場のうち、当社が指定した別紙図面に記載された場所に限ります。
3. 展示場所の公共性、ならびに一般歩行者の通行、併設店舗の営業などの影響を考慮し、展示に条件のつく場合がございます。
4. 物品の販売、勧誘、契約行為、寄付、サンプリング、放歌、騒音を発するもの
(ただし、物品の販売、契約行為、サンプリング行為については事前に当社が条件を付して認める場合はこの限りにありません。なお、その場合においても上記行為に起因する苦情、損害については当社はいっさいの責任を負いません。)
5. 展示運営上支障があり不適当と当社が判断したものについては、お断りする場合があります。
6. 展示使用料金の支払いは展示開始の前日までにお支払いください。
7. 展示に係る装飾費、運搬費などの諸経費は、すべて申込者の負担となります。
8. 展示物に関する損害については当社は一切の責任を追いません。
9. 展示に起因する事由により、当社の設備ならびに第三者に損害を与えた場合は、貴社において賠償していただきます。当社は一切の責任を負いません。
10. 展示期間中であっても当社事業上の支障、緊急事態など、やむを得ない事由が生じた場合、展示を中止する事があります。その場合の中止日数分の展示料金については申込者と協議の上、払い戻し致します。
11. 展示物、展示の方法に関しては、当社が了承したものに限ります。
12. 展示・施工など現場作業に関しては、当社係員と詳細な事前打合せが必要です。
13. 展示物の搬入、搬出については当社係員の指示に従ってください。
14. 展示期間中は周辺美観の保持、清掃などの日常維持管理に努めてください。
15. 展示が終了したときは速やかに展示場所を原状に復してください。

以上

角座広場イベントスペース使用に関する注意事項

松竹芸能株式会社

角座広場イベントスペースのイベント使用にあたりましては、角座広場イベントスペース展示規定を十分ご確認の上、特に下記の事項を厳守して頂きますようお願いいたします。

記

1. イベント開催期間中における音量（BGM・MC）については当社係員の指示に従い、角座広場の事業および併設店舗の営業に影響を与えない音量に設定してください。
 - ※1 商業宣伝を目的とした拡声器等の使用は大阪府の条例に伴い、商業地域としての規制基準値70デシベルを超えない音量での開催となります。
 - ※2 当スペースは劇場併設に伴い、時間帯によって規制基準値に関わらず当社係員の指示にて音量を制限させていただく場合があります。詳しくはお問い合わせください。
2. イベント照明は劇場および併設店舗に照明光線が入らないように十分注意してください。（企画・設計段階において照明は位置などの検討をお願いいたします。）
3. イベント開催当日の造作物設営につきましては午前10時までに造作物の立て込みを終了してください。（店舗営業時に影響を与えるため、立て込み時の釘・ビス使用による騒音を避けるため）
4. 造作物に使用する釘・ビスなど金物は設営撤去時の管理に十分注意してください。
5. イベント開催中に取材（テレビ局・新聞社・雑誌社）の入る場合は事前の申請が必要となります。なお取材申請の提出が無い場合は当日取材に来られてもイベントスペース周辺での取材及び写真撮影などは一切出来ませんのでご了承ください。（取材申請にあたっては別紙申請用紙にて提出ください。）

以上

角座広場イベントスペース使用時の臨時警備・清掃について

松竹芸能株式会社

《搬入から搬出に至るフルタイムの臨時警備》

角座広場イベントスペースご使用の際、商品・資材搬入時は警備員2名、イベント実施中を含むその他の時間帯は、当社係員による常駐配置を原則とさせていただきます。

《警備目的》

イベント商品・関係資機材搬入時は併設店舗の安全、周辺道路の一般通行安全の確保を主業務、また、イベント実施中とその他の時間帯は常駐の係員1名による安全確保を主業務として、お客様の円滑なるイベント運営に寄与することを目的と致します。

尚、たくさんの集客が予想される場所柄、不正・不法行為によるイベント商品・関係資機材の盗難・損傷も予想されますのでお客様におきましては保険を附するなど必要な対策をとっていただきますようお願いいたします。

※警備時間・人数などについては事前に角座広場プロジェクトオフィスと打合せが必要です。

尚、警備業務契約・請求は松竹芸能株式会社とさせていただきます。

《警備・実施立会い料金》

	時間帯	基本料金（税抜）
立会要員 ※時間により人数要相談	設営撤去含むイベント実施中	¥35,000-／1名
警備 ※ 搬入出時要2名	22:00～8:00	¥3,000-／1名／1h
警備 ※ 本番時	10:00～20:00	¥3,000-／1名／1h

《契約先》

松竹芸能(株)角座広場プロジェクトオフィス
〒542-0071 大阪府中央区道頓堀1丁目4-20
TEL:06-7898-9020 FAX:06-7898-9015

《緊急連絡先》

《臨時清掃》

イベントスペース使用の内容に応じて、清掃・ごみ（ダンボール・缶・ビン・紙コップ等）処分が必要な場合は別途打合せが必要です。詳しくはお問い合わせください。

設営及び撤去工事に関する遵守事項

松竹芸能株式会社

角座広場イベントスペースのイベント使用にあたりましては、下記の事項を厳守して頂きますようお願いいたします。

1. 搬入出作業

- ①当イベントスペースは公共性が高く、大勢の人が往来する場所であり人との接触事故の危険性があるので誘導スタッフの配置も考え、安全な搬入、搬出作業に努めてください。
車両搬入時等通行人と接触しそうな場合、移動や作業を一時中断し歩行者が通り過ぎてから再開するように徹底してください。

2. 高所作業

- ①高い所への昇降は、安全な場所より梯子などを使用し作業してください。
また、高所から工具や物を落とす事の無いように特に工具などは、伸縮ワイヤー等でベルトとつないで使用してください。
- ②脚立・梯子等を使用して作業する時は、足下に十分気をつけて不安定な状態で作業を行わない。又、転倒しないように一人がささえてください。
- ③移動にあたっては、会場建物（床・柱・天井等）との接触の無いように最善の注意をはらってください。
(損傷されたときの修繕費は使用申込者に全額負担して頂きます。)

3. 防火

- ①喫煙は灰皿のある定められた場所で行ってください。
- ②引火性の高い物を扱う場合は火気を近づけないと共に必ず消火器を設置してください。

4. 防犯

- ①会場周辺には、多くの方が居られますのでイベント用什器、小物、作業員の手荷物等会場に持ち込まれるすべての物は、必ず仮囲いの中に収容し作業を行ってください。

5. 緊急連絡先

会場管理	角座広場プロジェクトオフィス	松永
警 備		
警 察	南警察署	
消 防	中央消防署	

搬入・搬出に関する遵守事項

●作業可能時間 0:00～10:00（設営撤去は併設店舗の営業時間外となります。）

●車両搬入出時間 26:00～翌10:00

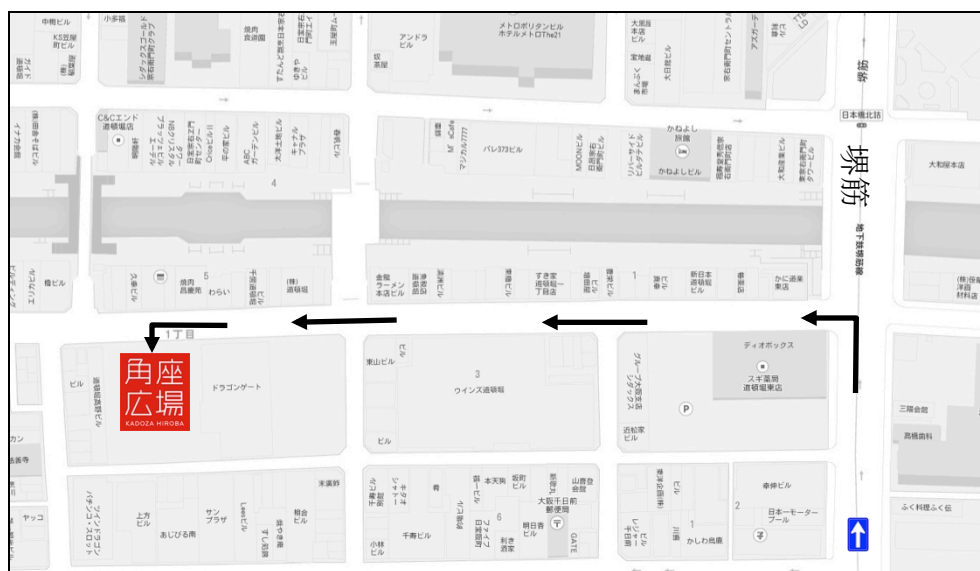
●注意事項 会場内に収まる台数のみでの進入に限り荷下し後はすぐに移動となります。
また道頓堀内は駐停車禁止となり、進入待ち等の一時的な停車も出来ません。
搬入出車両が道頓堀内を通行する場合は別途通行証が必要となりますので、
事前の搬入出車両の申請台数分をお渡しさせていただきます。

※申請には2週間かかりますので、申請期間をお守りください。

通行の際は安全確保のため車両の前後に人が立ち最徐行（10km未満）での走行
を守ってください。

※搬入出にあたっては弊社立会担当者や警備員の指示に従って行動すると共に、
作業に携わるすべての者に注意を促し安全作業に努めてください。

●搬入出経路



●荷下しスペース

